（様式第１号）　第４条第１項関係

　　年　　月　　日

特別取扱資料閲覧申請書

愛媛県立図書館長　様

氏　　　　　名

裏面の注意事項を遵守いたしますので、下記の資料の閲覧を申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **請求記号/資料番号** | **資　料　名** | **数　量** | **返却確認** |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

**特別取扱資料閲覧上の注意事項**

　愛媛県立図書館では、所蔵する資料のうち、資料的価値が高いもの及び破損しやすいもの、退色や劣化の恐れがあるもの、今後入手困難が予想されるものを特別取扱資料に指定し、永く後世に守り伝えるべく、特に注意してご利用いただくことにしております。

　特に古文書類は基本的にオリジナル一点しかないもので他に代わるものがなく、失われると二度と入手できません。また古文書類は書かれている文字情報だけでなく、その資料の形態、使用されている材料も作成された時代の文書管理の状況等を知るための重要な手がかりとなります。そのため破損や汚損等があった場合でも修復には独特の技術が必要で、容易に修復できません。

　愛媛県立図書館では順次、資料の電子化や複製物の作成を進めておりますが、すべての資料について行うにはまだまだ時間がかかります。そのため、利用者の皆様のご協力が必要です。特別取扱資料の状況をご理解いただき、下記の注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。

**１ 閲覧は指定された場所で行ってください。一時間以上席を離れる場合は、カウンターに資料を預けてください。**

**２ 古文書類を閲覧する場合は必ず手洗いをしてください。**

　手のあぶらや汚れなどが付着すると、それが栄養分となって、シミ、シバンムシ、カビなどの生物的被害を発生させる原因になります。また、手洗いの後は水滴をよく拭ってください。水滴が資料につくとしみになります。

３ 糊のついた付箋を使用しないでください。しおりは図書館備え付けのものを使用してください。

　糊は生物的被害の原因となり、またひっかかって資料が破れる恐れがあります。

**４ 指に唾をつけたり、指サックを使用したりして資料をめくらないでください。**

　資料に唾がつくとしみになる可能性があります。指サックは資料に引っかけて破損を招く恐れがあります。

５ 鉛筆・シャープペンシル以外の筆記用具（ボールペンや万年筆など）は使用しないでください。

　ボールペンや万年筆のインクがつくと簡単に除去することができません。シャープペンシルを使う場合は折れた芯が資料に挟まったり、ペン先で資料を傷めたりしないようじゅうぶんご注意ください。

６ 電子コピー機による複写はできません。持ち込み機器による写真撮影は可能ですが、別途申請が必要です。

　資料に強い光を浴びせると、劣化につながります。またコピー機にかけるときに強く押さえつけたり、無理に開いたりすることで、資料が損傷する恐れがあります。

７ 資料を重ね写ししたり、資料の上でメモを取ったり、資料に書き込みしたりしないでください。

**８ 資料に貼り付けられている紙をはがしたり、折り目を変えたりするなどして資料の原形を変えないでください。**

９ 開きにくい資料を力いっぱい押し広げたり、開いたまま伏せたり、開いた資料の上に他のものを載せたりしないでください。

**10 複製物があるものは複製物を優先して閲覧していただきます。**

**11 その他、職員の指示に従ってください。**